

東法連ニュース

2022年
(令和4年)
1月号
第423号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : info@tohoren.or.jp

年 頭 寸 言



小林会長

年頭のごあいさつ

新年あけましておめでとございます。本年が皆様にとりまして輝かしき一年となりますよう祈念申し上げます。本年も、法人会活動に対して一層のご協力をお願い申し上げます。協力を願いますとともに、会員企業の皆様のご隆盛を心から祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

「新しい資本主義」の下 財政の在り方を再考する年に

2年間にわたる新型コロナウイルスとの闘いは、急速に進んだワクチン接種や治療薬の開発もあり、ようやく事態打開に向けた光明が見え始めている。「ウイズコロナ」の新しい生活様式の定着も見られる中、人々のマインドは改善、国際間の人の往来も回復に向けて動き出した。このまま感染拡大の懸念が和らぎ、今年の世界経済が概ね正常化に向かうことを期待している。

その一方で、コロナが残した爪痕も大きい。幾度となく繰り返された行動制限の弊害はサービス分野など一部の業界に集中、ワクチンは未だ新興国に十分に行き渡らず、格差はさまざまな形で拡大している。こうした状況に対し、G20はワクチン供給の加速を決め、公正な分配のため巨大IT企業を念頭においた課税強化や法人税の最低税率導入を決めるなど、国際的に格差縮小への取り組みが始まっている。

日本においても、岸田新政権がコロナの影響を受けた企業の支援を強化するとともに、「新しい資本主義」を掲げ成長実現のため分配面に力を入れる方

針を示した。具体策として未来への投資や賃上げを行った企業に対する税制優遇などが検討されている。さらに、デジタル化や脱炭素への対応、経済安全保障の強化といった新たな課題もある。そして、日本はどの国にもまして財政再建が重要な課題であることは言うまでもない。

課題山積の日本経済を再生するためには、相応の財政負担が必要となる。ただ、それが民間企業の活力を阻害してはならない。そのためには財政の「賢い支出」や社会保障を例外としない歳出改革にも一層取り組む必要がある。法人会は、全国75万社の代表として、「新しい資本主義」にふさわしい現実的かつ効果的な税制など、財政の在り方を改めて議論、提言し、脱コロナの主体となる企業活動を支えてまいりたい。

一般社団法人東京法人会連合会

会長 小林 栄 三

女性フォーラム新潟大会

全国から1200名の女性部会員が参加



第15回法人会 全国女性フォーラム・新潟大会が11月16日、新潟市の朱鷺メッセ新潟コンベンションセンターで開催され、全国の女性部会員など約1200名が参加した。



あいさつする 国税庁星屋課税部長 国税庁星屋課税部長 講演、第2部 大会式典、第3部懇親会の構成で行われた。大会式典

官宮田亮平氏による「ときめきのとき」と題した記念



新潟県連女連協による活動事例報告

は、高橋尚子新潟県連女連協会長による歓迎の挨拶で開会。小林栄三全法連会長(東法連会長)のあいさつなどの後、来賓を代表して星屋和彦国税庁課税部長の祝辞、佐久間豊新潟県副知事らから歓迎

いさつなどの後、来賓を代表して星屋和彦国税庁課税部長の祝辞、佐久間豊新潟県副知事らから歓迎

青年の集い佐賀大会

豊島法人会が租税教育活動事例発表

第35回法人会全国青年の集い・佐賀大会が、11月25日と26日に佐賀市の佐賀文化会館などで開催さ

連から約1200名が参加した。26日の大会式典では、小林栄三全法連会長(東法連会長)らによる主催者あいさつ、星屋和彦国税庁課税部長、山口祥義佐賀県知事らの来賓あいさつに続いて、租税教育活動プレゼンテーションの結果発表と表

れ、全国から約550名の青年部会長等(東京から約

彰、青年部会員増強運動表彰などが行われた。

式典終了後、女性誌モデルの優木まおみ氏が、「身体と心・仕事と家庭バランスよく過ごすために」と題し、記念講演を行った。大会式典に先立ち、租税教育活動プレゼンテーションが行われ、東法連からエントリーした豊島法人会が奨励賞を受賞した。また、全法連青連協が実施する会員企業を対象とした「健康経営大賞」ファイナリストの事例発表があり、渋谷法人会会員の有限会社クワイ

キャッチフレーズは「新しい形、新潟から」

大会のキャッチフレーズは「新しい形、新潟から」新時代令和に羽ばたく女性の力」で、女性部会に求められる新たな役割を共に考え、これまでと異なる「新しい形」を求めて、さらなる飛躍を目指す機会とするという思いが込められている。

当日は、第1部が前文化庁長



大会式典全景



豊島法人会の租税教育活動プレゼン

26日の大会式典では、小林栄三全法連会長(東法連会長)らによる主催者あいさつ、星屋和彦国税庁課税部長、山口祥義佐賀県知事らの来賓あいさつに続いて、租税教育活動プレゼンテーションの結果発表と表

渋谷法人会会員の有限会社クワイエスが発表を行った。

なお、25日には部会長サミットが開催され、法人会青年部会の活動の在り方について、全国の部会長によるパネルディスカッションが行われた。次回の法人会全国青年の集い沖縄大会は、令和4年11月25日、沖縄市の沖縄市体育館と沖縄アリーナで行われる。



部会長サミットでの
パネルディスカッション

大法人(資本金1億円以上)を対象に 調査部所管法人セミナーを開催

東法連は12月7日、ベルサール飯田橋駅前で令和3年度第1回調査部所管法人セミナーを開催した。第1、第2ブロックの一部と第5、6ブロックの単体会計29会との共催で、対象は同単体会の管轄地域内に所在する国税局調査部所管法人(原則として資本金額が1億円以上の法人)である。当日は、220社の法人が参加した。なお、第3、4ブロックについては同内容のセミナーを2月21日に開催する。

デジタル・トランスフォーメーション と税務行政の将来像等を解説

第一部では、東京国税局調査



講演する
調査部第一部長
原田憲一
トランスフォー

(デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務のあり方の抜本的な見直し)や税務行政の将来像などについて解説した。

第二部では、東京国税局調査第一部調査開発情報技術専門官の村上広行氏が「令和3年度電子帳簿保存法の改正について」、国際調査課国際税務専門官の霧島直美氏と同国税調査官の小森結氏が「調査側からみた国際課税にお

第一部長の原田憲氏が「税務行政の現状

確定申告期に 法人会とe-TaxをPR 都営地下鉄車内広告実施

東法連では、確定申告期に都営地下鉄線で法人会とe-TaxをPRする車内広告を実施する。
掲示期間は2月2日(水)から3月1日(火)の1ヶ月間で、都営地下鉄浅草線、三田線、新宿線のドア横にポスターを掲示する。



都営地下鉄ドア横ポスター

る実務上の留意点について、同局課税第二部消費税課審理専門官の朝倉一博氏が「印紙税の誤りや正しい事例を中心として」と題し講演した。
セミナー終了後名刺交換会を開催する。また、セミナー終了後には講師の朝倉一博氏が「印紙税の誤りや正しい事例を中心として」と題し講演した。加者の中から希望者との名刺交換会が行われた。

「税制講演会」のご案内

東法連では、「税制講演会」を左記のとおり開催します。是非ご参加ください。

日時 令和4年3月10日(木) 午後3時~4時半

場所 京王プラザホテル 南館4階「錦」

新宿区西新宿2-2-1

JR・京王線・小田急線・地下鉄「新宿駅」西口より徒歩5分

都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩1分

テーマ 「ポストコロナの政策構想・経済財政の運営の在り方について」

講師 一橋大学経済学専攻教授 佐藤 主光氏

対象者 100名(定員になり次第締め切ります)

参加費 無料

参加のお申込みは東京法人会連合会事務局(Tel 03-3357-0771)まで

東京国税局からのお知らせ

令和3年分確定申告期における税務署の閉庁日対応の実施について

東京国税局では、令和3年分確定申告期においても、次のとおり閉庁日対応を実施します。

○閉庁日対応を行う税務署

杉並、荻窪、豊島、板橋、葛飾、八王子、武蔵野、武蔵府中、町田、日野及び東村山税務署
次の税務署においては各合同会場で実施します。

合同会場(対象署: 麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、
小石川、本郷、東京上野、浅草、本所、
向島、江東西及び江東東税務署)

合同会場(対象署: 品川及び荏原税務署)

合同会場(対象署: 四谷、新宿及び中野税務署)

合同会場(対象署: 目黒、世田谷、北沢、玉川及び渋谷税務署)

合同会場(対象署: 大森、雪谷及び蒲田税務署)

合同会場(対象署: 王子及び荒川税務署)

合同会場(対象署: 練馬東及び練馬西税務署)

合同会場(対象署: 足立及び西新井税務署)

合同会場(対象署: 江戸川北及び江戸川南税務署)

合同会場(対象署: 立川及び青梅税務署)

○閉庁日対応を行う日 令和4年2月20日(日)及び2月27日(日)

○対応業務 確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談

※ 下線部は、税務署庁舎外の申告書作成会場で閉庁日対応を行う税務署を示します。

※ 閉庁日対応を行う税務署庁舎外の申告書作成会場及び合同会場の所在地等、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

※ 荏原、大森、雪谷、荒川、練馬西、西新井、江戸川南、青梅、及び下線部分の税務署の庁舎では執務を行いません。

事業者の方へ/

税 国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと
質問に回答していくことで申請が可能です。

e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。
説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

